

総社市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第40号

総社市職員給与条例の一部を改正する条例

総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表第3（第3条関係） （その1） 行政職給料表級別基準職務表		別表第3（第3条関係） （その1） 行政職給料表級別基準職務表	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
略		略	
7級	市長部局又は消防本部の次長の職務 参事の職務 会計管理者の職務 消防署長の職務 高度の知識又は経験を有する議会事務局の次長の職務 高度の知識又は経験を有する委員会等の局長の職務	7級	市長部局又は消防本部の次長の職務 参事の職務 会計管理者の職務 消防署長の職務
8級	部長の職務 高度の知識又は経験を有する会計管理者の職務 消防長の職務 議会事務局の局長の職務	8級	部長の職務 消防長の職務 議会事務局の局長の職務
略		略	
（その2） 略		（その2） 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。